

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

恵み豊かな海づくり「あづまの鰯王」ブランド推進計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県

鹿児島県出水郡東町

3 . 地域再生計画の区域

鹿児島県出水郡東町の区域の一部（本浦港 及び 三船漁港）

4 . 地域再生計画の目標

東町は、鹿児島県本土の北西部に位置する長島の東側に位置し大小 18 の島からなっており、東部海岸は八代海、西北部海岸は長島海峡に面している。

本計画の対象区域である三船漁港は長島の北端部、本浦港は隣接した諸浦島に位置し、両港の周辺海域は潮位差の大きい八代海に面していることから、潮流の変化に富んだ好漁場に恵まれているほか、風波を静める入り江や小島が点在することから、こうした地理的特性を生かして沿岸漁業や海面養殖漁業など水産業が盛んに行われており、東町の重要産業となっている。

特に、昭和 4 5 年の三船湾における試験養殖と、昭和 4 9 年の黒瀬戸大橋の完成を契機として、大型保冷車による漁獲物の出荷や資材の搬入等トラック輸送体制が確立され、タイ、ブリ等の養殖漁業が急激に発展した。現在では「あづまの鰯王」としてブランド名を確立するまでに発展し、生産量は日本一となっている。また、ブリの国内需要が頭打ちになるなか、輸出産業としてもブリの養殖は地域にとっての重要産業となっており、販路を海外に広げる取り組みを進めている。こうした取り組みの結果、ブリの 1 6 年度の販売量 2 4 0 万匹（1 万 4 0 0 0 トン）/ 売上高 9 2 億円のうち、米国向けが 6 2 0 トン（売上高 8 億円）、EU 向けが 3 2 トン（同 4 0 0 0 万円）となっており、さらに中国にも販路を切り開こうとしている。

このように国内市場向けだけでなく、輸出産業としても発展するなか、本地区では漁船漁業者、養殖漁業者、遊漁船等による本浦港と三船漁港の利用頻度が高まり、漁船数が年々増加するとともに、船型も大型化している。このような近年の状況変化から、それぞれの施設利用に支障が生じており、このままでは地場産業の発展を阻害するだけでなく、産業が廃れることも懸念される。

両港の具体的課題として、まず本浦港は北から北東の風の影響を受けやすい一方で外郭施設の整備が遅れており、また港の東側にある島の侵食が著しいといった理由から台風や冬季風浪等の荒天時に港内の静穏度が確保できない状況にある。このため、漁船数の増加・大型化に伴い、船舶同士の接触による船体損傷が発生する等、港内で安全な避難係留が困難である。このため、利用船舶・漁船は4 km離れた天然の入り江を有する三船漁港への避難している。年間の避難回数及び日数等は平均5～6回で1回あたり3～4日間程度だが、その間、ブリ養殖漁場の給餌や品質管理ができず、ブリの価格維持に支障を来すなど、地域経済に直接的に影響する要因となっている。

また、三船漁港では養殖漁業の発展に伴い漁船数の増加や大型化に既存の係留施設が対応できなくなっているほか、荒天時には本浦港の避難船が来るため、地元船の係留作業や出入港といった漁業活動に支障を来している。

なお、三船漁港には東町漁業協同組合がモジャコ専用の生簀を設置しており4月・5月のモジャコ採捕期間中は主に本浦漁民の採捕船で東シナ海の外洋まで採捕し、三船漁民はモジャコ集荷・餌付け・選別・掛け渡しを行う機能分担が図られ、強い連携で結ばれているほか、作り育てる養殖漁業に資するため昭和45年町営水産種苗センターを建設し、養殖稚魚の安定的供給を行う一方、本浦・三船の各港を拠点に町内の漁民が集結して八代・長島海域へ稚魚放流・海洋汚染の拡大防止のため漁場の清掃、漁船漁業の振興のため資源培養型漁業も進めている。

こうしたことから、地域の産業連関を考慮すると、本浦港と三船漁港の一体的な整備が重要かつ有効と考えられる。こうした地域特性を考慮し、東町新総合振興計画においても、恵まれた自然、産業、文化を躍動させることにより「健康で住みよい潤いのある町あづまの建設」を基本理念に「魅力と活力に満ちた地域産業」を目指して、水産業の基盤づくりと振興を掲げ港湾、漁港の計画的整備を促進し、若者に魅力ある漁業集落の環境整備を図ることとしている。

そこで、これらの施策の実現のため三船漁港の物揚場・浮棧橋等の係留施設が整備することで、避難係留場所を確保するほか、本浦港の物揚場・防波堤等の整備により船舶、漁船の安全な接岸、停泊を可能にし、沿岸の水産業の振興及び東町北部地域の活性化を図るものである。

【目 標】

- ・ 出荷時ブリ（5 kg 6 kg）2割増を目指す。
- ・ 本浦港係船岸充足率（34% 51%）
- ・ 三船漁港係船岸充足率（44% 64%）
- ・ 三船漁港用地充足率（35% 88%）

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 . 全体の概要

本浦港及び三船漁港は、漁船漁業や養殖漁業及び遊漁船、瀬渡船等が利用している。

本浦港は、昭和32年6月地方港湾の指定を受け昭和51年度から局部改良工事により防波堤 L=120m、物揚場（-2m）L=190m、臨港道路 L=604m、護岸（坊波）L=80m が整備されたが、養殖業の発展による漁船の増加や大型化に伴い、既存の係留施設では対応出来なくなり、現在の隻数は74隻で充足率34%である。

また、三船漁港は、昭和56年に漁港指定を受け昭和63年より係留施設の整備が行われ、現在-2m物揚場 L=205m を有している。又三船漁港においても49隻で充足率44%、用地充足率35%である。

このようなことから港整備交付金を活用し、物揚場、防波堤、護岸（防波）、浮棧橋、船揚場、道路等の整備を行い、港湾の静穏度を図り船舶の安全な係留と地域漁民の漁業振興及び生活基盤の安定を図る。またこれらの事業により、生産効率の向上が期待され、消費者ニーズに沿った鮮度の高い水産物の安定供給が期待される。

5 - 2 . 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業の概要

[施設の種類と事業主体]

- ・ 港湾施設（本浦港） 鹿児島県東町
- ・ 漁港施設（三船漁港） 鹿児島県東町

[整備量]

- ・ 港湾施設 物揚場、防波堤（改良）、護岸（改良）、臨港道路
- ・ 漁港施設 物揚場、船揚場、浮棧橋、輸送施設、用地

[事業期間]

平成17年度～平成21年度

[総事業費]

- 7.6億円
- ・ 港湾施設 3.98億円（うち、交付金1.592億円）

- ・ 漁港施設 3.62 億円（うち、交付金 1.810 億円）

3) その他の事業

漁業集落環境整備事業

平成 14 年度より、漁業集落の生活環境基盤の改善を目的として、漁業集落道及び漁業集落排水設備の整備に取り組んでいる。

6. 計画期間

平成 17 年度～ 21 年度（5 ヶ年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標にてらし、町において政策審議会により必要な調査を行い状況を把握し評価する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共が必要と認める事項

該当なし